

日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会  
第40回審議会議事録

1. 招集通知の日 令和6年2月8日
2. 開催の日 令和6年2月15日
3. 開催場所 西平山まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 15名  
内訳 ・所有者 11名  
・借地権者 1名  
・学識経験者 3名
5. 出席者数 26名  
内訳 ・審議会委員 14名  
田中 博明、原田 龍次、角 胤生、神田 耕治、吉澤 武夫、  
山本 富生、社会福祉法人大家族 櫻村 正男、長野 基、  
石岡 恒夫、鈴木 健治、馬場 達夫、村野 米三、西浦 定継、  
馬場 豊治  
・市 6名  
区画整理課長 井上 泰芳  
区画整理課長補佐 大野 高宏  
区画整理課長補佐 山本 修平  
区画整理課換地係長 岡澤 健一郎  
区画整理課換地係主任 矢光 亜紀子  
区画整理課換地係主事 野上 俊輔  
・都市づくり公社 6名  
日野事務所長 若月 純子  
換地・補償担当課長 木原 博史  
移転工事課長 宮川 雄一  
換地係長 川嶋 輝之  
換地担当係長 安瀬 英孝  
換地係主事 笹生 朋宏
6. 欠席者 1名 菱山 富美男
7. 傍聴人 なし

## 8. 会議の目的たる事項

- ・ 仮換地の指定について (諮問第93号)
- ・ 保留地の決定について (諮問第94号)

[審議会開会] <午後2時00分>

会長：それでは定刻になりましたので、皆様、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。今年度2回目の審議会の開催となりますが、よろしくお願ひいたします。

まず初めに、審議会の開催に先立ちまして、日野市の井上課長様よりご挨拶がありますので、よろしくお願ひします。

井上：皆様、こんにちは。区画整理課長の井上です。部長の岡田は本日所用により欠席となっておりますので、私が開会に当たりましてご挨拶させていただきます。

今、会長からありましたとおり当地区の審議会は今年度2回目の審議会となります。本日の審議会では「仮換地の指定」、「保留地の決定」、「その他」としまして第3号公園、遊び場広場の整備、それと工事の進捗状況について説明・ご報告させていただきます。

当地区の今年度の事業につきましては順調に進んでおりまして、現在、令和6年度の事業を進めるに当たって予算編成の最終的な詰めを行っているところであります。3月議会で令和6年度予算の予算審議の結果、可決された後、3月末には『区画整理だより』で令和6年度の事業を権利者の皆様にお知らせする予定としております。

そのほかとしまして5枚目辺りに職員の名簿があるんですけども、市において10月1日と1月1日付で人事異動がありまして、この網かけの職員、納税課より堀主任が事業管理係、それと、以前までは換地係長だった福嶋が道路課より転入して換地係の担当となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

当事業へのご理解、ご協力をお願いしまして開会の挨拶とさせていただきます。

会長：はい、ありがとうございました。

続きまして、東京都都市づくり公社日野区画整理事務所 若月所長様よりご挨拶がございますので、よろしくお願ひします。

若月：こんにちは。都市づくり公社の若月でございます。

日頃より事業執行に当たりましてはご理解、ご協力をいただき、どうもありがとうございます。また、地域の方々のお声を公社のほうにお届けいただきまして感謝申し上げます。今年度もあと1か月半余りとなりましたが、先ほど井上課長からも

お話がありましたとおり、工事等については順調に進んでございます。残り1か月半余りになりますが、引き続き安全作業に努めまして執行してまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上になります。

会長：はい、ありがとうございました。

それではただいまから「第40回西平山区画整理審議会」を開会いたします。

本日の議事の進め方につきましては、お手元でございます「次第」に沿って進めさせていただきます。

次に本日の欠席委員について報告します。本日の欠席委員は菱山富美男委員、1名ですが、樫村委員はまだお見えになってございませんので、このまま進めさせていただきます。よって本日は13名の審議会委員の出席をいただいておりますので、土地区画整理法第62条第3項の規定に基づき、本審議会は成立いたしました。

続きまして議事録署名委員を指名させていただきます。本日の指名委員は吉澤武夫委員と山本富生委員をお願いいたします。

議事録の書記は事務局の矢光主任と野上主事をお願いいたします。

それでは続きまして本日の審議会の主旨について、事務局の山本課長補佐様よりご説明、お願いいたします。

山本：事務局でございます。本日の主旨についてご説明させていただきます。

本日の「議題」は、「(諮問第93号)仮換地の指定について」、「(諮問第94号)保留地の決定について」でございます。「次第」にありますように、(2)「その他」の部分で、今年度の区画整理の事業の状況ということで、第3号公園の遊び場整備について、それから工事の進捗状況についてご報告する予定であります。

またお手元の資料について確認をさせていただきます。上から順に、まずA4のもの、まず一番上に「次第」がございます。その次に「諮問第93号の諮問文」がございます。その次が「諮問第94号の諮問文」でございます。続いて今回の「席次表」でございます。その後が「委員名簿」でございます。その下に「職員名簿」、区画整理課、都市づくり公社の職員名簿がございます。その次がA4のものでカラー刷りのもの、『あそびばづくりプロジェクト』と書いてあるものの第2回目と第3回目のチラシでございます。ここまでがA4でございます。続いてA3の資料です。まず「諮問内容説明図」ということで、少し青みがかった図面が描いてあるもの、こちらは後ほど回収をさせていただきます。続いて「諮問第93号の仮換地指定調書」でございます。こちらも最後に回収をさせていただきます。続いて「諮問第94号の保留地調書」でございます。

以上が本日の資料でございます。もしないものがありましたら職員にお声がけをいただければと思います。

主旨説明につきましては以上でございます。

会長：はい、ありがとうございます。

それでは早速審議に入りたいと思います。初めに諮問第 93 号の諮問文の朗読を、事務局矢光主任よりお願いいたします。

矢光：はい。諮問第 93 号、令和 6 年 2 月 15 日。日野都市計画事業、西平山土地区画整理審議会様。日野都市計画事業、西平山土地区画整理事業、施行者、日野市。代表者、日野市長、大坪冬彦。日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の仮換地の指定について（諮問）。このことについて、土地区画整理法第 98 条第 1 項の規定により、別添の調書及び図面のとおり仮換地の指定をしたいので、同法同条第 3 項に基づき貴会の意見を求めます。よろしく申し上げます。

会長：はい、ありがとうございます。

それでは諮問第 93 号の説明を、事務局岡澤係長よりお願いいたします。

岡澤：今回の個々の諮問の内容の説明の前に、大まかな主旨ですとか位置の関係をご説明させていただければと思います。

お手元に、今回からご用意いたしました A3 横のカラーの図面です。画面に今、映してございますけれども、こちらをご覧ください。図面については前回、区画整理の進捗状況がちょっと分かりづらいというようなご意見がありましたので、灰色で整備済みの道路を着色してあります。それから仮換地の使用収益が開始している土地、つまり権利者様にお返ししている土地について水色で塗っているものになります。色がついているところは区画整理が完了しているというふうに捉えていただいているのかなと思います。今回、こういったものを作成しましたので、参考にさせていただければと思います。

また、前回審議会で、諮問内容を十分に理解してから審議をしたいので、事前に説明を受けるようなことはできないのかというようなご意見もございました。このことについて市のほうで過去の経過やほかの地区の状況も踏まえて検討をしましたが、諮問事項を事前にお伝えするのはちょっと難しいのかなと判断いたしました。理由としましては、例えば内容が特定個人の方の土地の損得に関わるような情報であった場合に、一部の審議委員の方だけ先行してそういった情報を知り得てしまうことは、決してその方がその情報を悪用しようということはないのでしようけれども、それが例えば外部から見られたときに、公平公正な運営ができていのかと指摘があるような、問われるような可能性があるかと判断しております。また、審議会へ諮問させていただくということにつきましては法律に定められた行為であって、審議会は日時と場所を定めて市長が招集するといったものになっております。日野市の議会、市議会でも土地区画整理審議会の法令上の権限や役割など、過去の運営の仕方も含めて強く問われたということもございます。した

がしまして、審議会のこの場で十分な説明をさせていただき、十分にご理解をいただいた上で審議をしていただけるように、今回、例えばこういうふうな図面を作成したりですとか補助資料をご用意させていただいて、また説明の仕方も工夫させていただいて、分かりやすい説明に努めていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

諮問内容の説明に戻らせていただきます。こちらの図面に今回諮問させていただく仮換地の場所と保留地を赤く着色しております。こういったところ、こういったところに着色がございます。今回の諮問について大きく4か所に分かれておりまして、それぞれ内容を赤字で旗上げをしております。

1つ目は、都市計画道路3・3・2号線日野バイパス延伸部の用地空けのために、こちらの街区、周辺の街区の整備を行っていくための仮換地指定諮問になっております。こちらに関連して、少し離れたような場所にも今回の諮問の対象の画地がございますけれども、こういった画地は従前の場所がこの整備の対象の街区にございますので、その土地について使用収益の停止、仮換地指定によって使用収益の停止をさせていただいて、こちらの整備を進めたいという主旨になってございます。こういった画地は、本来は仮換地をちゃんと整備をしてから、そちらに直接移っていただくのが望ましいやり方だと思うんですけれども、三丁目四丁目の辺り、まだ整備が進んでいない状況ですので、こういった方たちについては一時的に土地をお借りするなどして、こちらの整備を順次進めさせていただく必要があるのかなと考えているところでございます。

2つ目と3つ目は東京電力の高圧送電線の鉄塔の建替工事に伴う、東京電力の新しい鉄塔用地の仮換地指定と、その周辺に設定された保留地の決定諮問になります。また鉄塔の用地の一部底地になる土地についても用地空けに、日野バイパス3・3・2号線の用地空けにも関連することから一時的に土地をお借りするなどして、仮換地指定による使用収益の停止をさせていただくことを考えてございます。鉄塔の場所は一番北側からこちらと、こちらと、あと今回の対象ではないんですけれども、こちらにあって、このように高圧送電線が通っていきます。

それから4つ目につきましては、今年度、こちらの場所です。滝合橋を渡って、平山住宅の辺りのちょっと西側に入っていったところで工事をやらせていただいたんですけれども、こちらのほうで保留地の造成を行いましたので、来年度、令和6年の4月以降、夏頃を予定していますが、公売にかけていく予定でございます。そのために保留地の決定の諮問をさせていただくものでございます。

概要としては以上になります。

この後、それぞれの画地について諮問内容を説明させていただきます。

お手元、A3横のちょっと厚めの資料です。「諮問第93号」。仮換地指定調書をご覧

いただければと思います。

■：ちょっとすみません、岡澤さん、今のこの図面に色の間違いはないですか。この色。保留地なんですか。

岡澤：すみません。処分済みの保留地というのがこういったところにポツポツあるんですけども、赤紫色のものが、処分済みの保留地で今回の諮問箇所はちょっと鮮やかな赤というか、この辺ちょっと色が分かりにくいので、次回から気をつけます。すみませんでした。

よろしいですか。

では仮換地の指定調書の説明に入らせていただきます。A3 の資料を 1 枚ずつめくって確認をしていただければと思います。

1 枚目をめくっていただきますと、こちらの西平山地区全体の図面になっております。こちらの黄色く塗ってあるところは仮換地の指定の諮問、この審議会の場で仮換地の諮問をさせていただいた場所になります。まだ整備ができていないような場所も含まれていますので、実際の整備状況がどうかということにつきましては、先ほどの冒頭にご説明した A3 横カラーの図面を見ていただくと分かりやすいかなと思います。こちらの図面にも今回の諮問対象箇所を旗上げで、数字で示させていただきますいております。

また 1 枚めくっていただきますと、こちらは ■ 街区という場所になります。一番最初の A3 横の図面と一緒に見ながら場所を確認していただくと分かりやすいかなと思います。ちょうど 3・3・2 号線の旭が丘から伸びてくる日 3・4・24 号線の交差点のやや西側に来たようなエリアになっています。こちらについて、3・3・2 号線の用地内にこういった数棟の家屋がございます。こういったところは次第に用地空けをしていく必要がございますので、その前段として来年度以降、■ 街区 ■ 街区の間の道路の整備をしていくことを考えています。それに伴って周辺の画地についても仮換地として移転していただいたり、一時的に土地をお借りしたりということが発生しますので、今回、仮換地指定の諮問をさせていただくものになります。黄色が従前の場所で、青丸で数字が書いてあります。それが赤丸の仮換地の場所に移るよ、という図面になっています。

もう 1 枚めくっていただきますと、今度は仮換地の場所と形状、寸法の入った図面になります。仮換地の明細図になっております。それぞれ①番から⑤番の画地について、このような形状で仮換地指定をしていくということを今計画してございます。

もう 1 枚めくっていただきますと諮問の調書になります。こちらの地番と土地登記簿の地積、基準地積であるとか仮換地の地積、権利者さんの名前が入ったものになってございます。こちら、読み上げをさせていただきます。

画地番号で①と書いている画地につきましては、[ ]。地目が[ ]。登記地積が [ ] m<sup>2</sup>。基準地積が [ ] m<sup>2</sup>。街区番号が [ ] 街区。仮換地の符号が [ ]。仮換地の地積が [ ] m<sup>2</sup>。減歩率 [ ]。土地所有者のお名前は [ ] 様です。

②番の画地、[ ]。地目が[ ]。登記地積が [ ] m<sup>2</sup>。基準地積も [ ] m<sup>2</sup>。街区番号が [ ] 街区。符号が [ ]。仮換地の地積が [ ] m<sup>2</sup>。減歩率が [ ]。土地所有者のお名前は [ ] 様です。

③番の画地につきましては 2 画地の合併換地となっております。[ ]。地目は [ ]。登記地積が [ ] m<sup>2</sup>。基準地積も [ ] m<sup>2</sup>。[ ]。地目は [ ]。登記地積が [ ] m<sup>2</sup>。基準地積も [ ] m<sup>2</sup>。こちらの 2 筆の仮換地につきまして [ ] 街区。仮換地符号が [ ]、[ ]。仮換地の地積が [ ] m<sup>2</sup>。減歩率が [ ]。土地所有者のお名前は [ ] 様です。

④番目の画地につきまして、[ ]。地目は [ ]。登記地積が [ ] m<sup>2</sup>。基準地積も [ ] m<sup>2</sup>。街区番号が [ ]。仮換地の符号が [ ]。仮換地の地積が [ ] m<sup>2</sup>。減歩率が [ ]。土地所有者のお名前は [ ] 様 [ ] 様です。

⑤番の画地につきましては、[ ]。登記地積が [ ] m<sup>2</sup>。基準地積が [ ] m<sup>2</sup>。街区番号が [ ] 街区。仮換地の符号が [ ]。仮換地の地積が [ ] m<sup>2</sup>。減歩率が [ ]。土地所有者のお名前は [ ] 様です。

ここまでが [ ] 街区の仮換地に関する指定諮問の内容になります。

続けてほかの街区の説明に移らせていただきます。先ほど見ていただいた [ ] 街区の画地というのがちょうど今回着色している [ ] 街区の北側にあるんですけども、その南側の街区の仮換地の諮問になります。こちらの従前の土地につきましても先ほど申し上げたとおり、こちらの用地空けを進めていくために次年度以降、[ ] 街区 [ ] 街区の間の道路の築造を予定していますので、そこにかかる土地について仮換地指定を行い、使用収益を停止させていただくなどして土地をお借りして道路を築造していく、そのための仮換地指定諮問になります。

⑥番の画地について、従前の土地がこういう大きな形です。⑦番の土地について、従前の土地がこういう大きな形です。それが⑦と⑥に換地されるという予定になっております。これらの画地につきましては、仮換地が 2 つないしは 3 つに分かれるような計画になっておりますので、従前の土地に対してちょっと仮換地が小さくなっているように見えるんですけども、今回、この従前地については別の場所に換地がされますので、その街区の場所の換地の説明のときにそちらもご説明させていただければと思います。

続きまして⑥番と⑦番の画地の仮換地明細図になります。仮換地の形と周り軒と数

字が入っております。

1枚めくっていただいて仮換地の調書でございます。また読み上げさせていただきます。

⑥番の画地については、                    。地目が■。登記地積が          ㎡。基準地積が          ㎡。仮換地の街区番号が          街区。仮換地の符号が                    。仮換地の地積が          ㎡。減歩率が          。土地所有者のお名前は          様です。

⑦番の画地が、                    。登記地積が          ㎡。基準地積が          ㎡。基準地積の下に書いてある小さな数字が、この甲乙丙と仮換地が2つ3つに分かれるときのそれぞれの仮換地に対応するその分の基準地積、従前の土地の地積となっております。          については基準地積          ㎡分が          街区に、                    として仮換地指定されるものでございまして、仮換地の地積が          ㎡。減歩率が          。土地所有者のお名前は                    様です。

また1枚めくっていただきますと、先ほど説明させていただいた2か所の街区の一つ西側の街区になっております。先ほど仮換地の場所を説明させていただいた⑩番という画地について、その一部について          街区のこちらの画地にも換地されるような計画になってございます。また、⑨番の画地、⑧番の画地というのも、それぞれこの          街区に換地されるような計画になっております。

また1枚めくっていただきますと          街区の仮換地、⑧、⑨、⑩の画地の明細図となっております、寸法や形状などを確認していただければと思います。

もう1枚めくっていただきますと仮換地の調書になっております。

⑧番の画地としまして、地番が                    。地目が■。登記地積が          ㎡。基準地積が          ㎡。そのうち          ㎡分が街区番号          。として、仮換地地積          ㎡、換地される計画となっております。減歩率が          。土地所有者のお名前は                    様です。

⑨番の画地につきましては、                    。地目が■。登記地積が          ㎡。基準地積が          ㎡。こちらの画地につきまして街区番号が          。符号が                    。仮換地の地積が          ㎡。減歩率が          。土地所有者のお名前は          様です。

(14:23 社会福祉法人大家族 櫻村正男委員 入室)

また⑩番の画地につきましても、                    。登記地積が          ㎡。基準地積が          ㎡。そのうち          ㎡分につきまして、          街区の                    として仮換地されることになってございまして、仮換地の地積が          ㎡。減歩率が          。土地所有者のお名前は                    様です。

続けて1枚めくっていただきますと、1番目2番目3番目とご説明させていただい



た画地のやや南西側にある ■■■ 街区という場所に換地される予定の画地になっております。従前の場所はこちらの、先ほど来ご説明させていただいている ■■■ 街区 ■■■ 街区の間の道路を整備していくために従前地から移っていただく必要がある場所になってございます。

1枚めくっていただいて ■■■ 街区の画地番号⑪、こちらは図面の左側が北向きの形になっております。90度曲げていただくと見やすいかなと思います。⑪番の画地につきまして、仮換地の寸法と形状が記載されてございます。

また1枚めくっていただきますと仮換地の調書になっております。

画地番号⑪につきまして、地番が ■■■■■■。地目が ■■。登記地積が ■■■ m<sup>2</sup>。基準地積が ■■■ m<sup>2</sup>。こちらにつきまして仮換地の街区番号 ■■。符号が ■■■■■■ ■■■■■■。仮換地の地積が ■■■ m<sup>2</sup>。減歩率が ■■。土地所有者のお名前が ■■■■■■ 様です。

また1枚めくっていただきますと、先ほど来ご説明させていただいている街区のさらに西側のほうに一部、土地が換地されるような計画になっている画地のご説明でございまして。こちらの⑫の従前の場所も、こちらの道路を整備していくのに仮換地指定によって土地を空けていただく、使用収益の停止をさせていただくことを計画していますので、仮換地の指定の諮問をさせていただくことになってございます。

また1枚めくっていただきまして、今度は ■■■ 街区の⑫の画地の仮換地の寸法と形状が記載されてございます。

またさらにめくっていただきまして、画地番号⑬の仮換地の調書でございまして。

地番が ■■■■■■。登記地積が ■■■ m<sup>2</sup>。基準地積が ■■■ m<sup>2</sup>。このうち ■■■ m<sup>2</sup>分が ■■■ 街区に、 ■■■■■■ として換地される計画になっておりまして、仮換地の地積が ■■■ m<sup>2</sup>。減歩率が ■■。土地所有者のお名前は ■■■■■■ 様です。

すみません、件数がちょっと多いのですけれども、続けてご説明をさせていただければと思います。

今度は一番最初にご説明差し上げた A3 横カラーの図面の旗上げ箇所の、東京電力の鉄塔建替工事(2)と書かせていただいているところの画地になります。先ほど来ご説明させていただいている場所のちょっと西側に行ったところになります。

この日野バイパス計画道路の 3・3・2 号線に面する画地になっておりまして、この⑭番というところが従前の鉄塔が建っている東京電力の土地になります。これが区画整理の計画ですと、新しい場所、こちらはちょっと島のようになっている⑭番の画地に新しい鉄塔の用地が計画されております。ここの白抜きになっている部分は、実はここは保留地でして、後ほど保留地の諮問の際にこちらを説明させ

ていただければと思います。またこちらの⑭番の画地の底地となる⑬という筆、4筆がありますが、こちらは一般の権利者様の土地なのですが、こちらの土地につきましては、一部、3・3・2号線の用地にかかっていること、また東京電力の鉄塔の建替えの新しい土地の底地になるというところで、今回、仮換地指定により使用収益の停止をさせていただいて、事業を進めていきたいと考えているものでございます。

1枚めくっていただきますと仮換地の明細図になってございます。⑬番の画地が先ほど申し上げました一般の権利者様の土地なんですけれども、4筆の合併換地となっております。こういった形状になっています。⑭番の土地が東京電力の新しい鉄塔の仮換地になってございます。

また調書を読み上げさせていただきます。

⑬番の画地につきまして、従前の土地が■■■■■。地目が■■。登記地積が■■■㎡。基準地積が■■■㎡。また4筆の合併換地になっているんですけれども、そのほかの3筆につきましては■■■■■。地目が■■。登記地積が■■■㎡。基準地積が■■■㎡。■■■■■。地目が■■。登記地積が■■■㎡。基準地積が■■■㎡。■■■■■。地目が■■。登記地積が■■■㎡。基準地積が■■■㎡。これら4筆の合計が、登記地積が■■■㎡。基準地積が■■■㎡となっております。こちらに対する仮換地が街区番号■■。仮換地の符号が■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の合併換地で、仮換地の地積が■■■㎡。減歩率が■■。土地所有者のお名前は■■■■■様■■■■■です。

また⑭番の画地につきまして、こちらは鉄塔の用地なんですけれども、■■■■■。登記地積が■■■㎡。基準地積が■■■㎡。仮換地につきまして、街区番号が■■。仮換地の符号が■■■■■。地積が■■■㎡。減歩率が■■。土地所有者の氏名が東京電力パワーグリッド株式会社となっております。こちらは土地区画整理法第95条第1項第4号ということで、鉄塔の土地ということで、特別な画地として換地が計画されているため減歩率が■■と、従前の土地とほぼ変わらないような面積が確保されているものになってございます。

これで最後ですのでよろしくお願いたします。最後の場所につきましては、こちらでも東京電力の鉄塔の仮換地になります。⑮番としている筆が、今鉄塔が建っている東京電力の土地になります。これに対しまして、やや南東側にずれた場所に仮換地が計画されております。こちら先ほどの土地と同様に、周りの白抜きの画地につきましては保留地になっておりまして、後ほどご説明をさせていただきます。予定でございます。

1枚めくっていただきまして仮換地の明細図になります。⑮番の画地、鉄塔の仮換地の形状、寸法が記載されてございます。



丁字路道路が完成しているところになります。その西側からさらに入ったところに、今回諮問させていただく画地の方たちの土地があるわけですが、この道路の用地空けにつきましては、国との一応約束で、令和8年度までというふうに今のところは計画しています。なので、逆算すると、こういった方の建物、3・3・2号線の用地に乗っかってますので、この方を令和8年度までに移転していただくために、周りの方たちもそれまでに順番で前にずれていただくような計画を今考えていまして、ちょっと大まかな年次計画をもっとお伝えできればいいんじゃないけれども、今後、計画、その令和8年度までというところに向けて各個々で調整をさせていただきたいと考えております。

■：はい、分かりました。じゃあ8年度が一応……。

岡澤：目標ということです。

井上：一応予算編成前なのであれなんですけれども、令和6年度は道路整備のところの埋蔵文化財調査を予定していますので、その状況で道路工事、それと整地してということですので、大まか8年度ぐらいまでをめどに整備していきたいというところで、今考えているところです。

■：はい、分かりました。ありがとうございました。

会長：はい、■委員、どうぞ。

■：ちょっと質問なんですけど、3・3・2の用地空けの前提として埋蔵文化財の調査というのがあるんですか。それ、埋蔵文化財の調査が終わらないと用地空けができないということなのでしょうか。

大野：埋蔵文化財調査につきましては、実際は教育委員会が実施するんですけども、基本的には道路を築造するところとか擁壁を築造するところについて、実際、工事で掘り込むところについて大体調査をしてほしいという。照会をかけて回答が返ってきますので、おおむね道路築造をするところというふうにご理解いただければと思うんですけども。

■：ちょっと質問の主旨は、令和8年度まで用地空けするという、その前に文化財調査を全部やらないといけないとなると、相当日程的にきついんじゃないかなと思って聞いた次第なんですけど。

岡澤：■委員のご質問、埋蔵文化財調査、この3・3・2号線の土地全部をやっていくのかというイメージかなと思うんですけども、今の令和8年度までの用地空けというのは、あくまで国の道路の埋文調査まで含めた令和8年度までという計画ではありません。まずは用地を空けさせていただく。用地を空けさせていただくの令和8年度までと考えていて、その後、国のほうで埋蔵文化財の調査が乗り込んでくるのか、もうちょっとその前段でまとまった用地が空いたら、国のほうで埋文調査に乗り込んでくるのか、その辺はまだちょっと国のほうと調整中です。それから

整備のほうでは、何にせよ、ここの方の行く先の換地をつくらないといけませんので、そのためには道路を整備しないといけません。道路を整備するには埋文調査が必要。なので、例えばこの道路を造るためには、用地空けにご協力をいただいて埋蔵文化財調査をして、道路を造って、道路を造ると同時にこういった画地を造って行って、画地ができると同時に、先に建物を壊していただくのかどうか、その辺は曳家になるか再築になるかで決まってくるんですけども、こういったところに土地を移ってもらって行って、移ってもらっていくと、また新しい土地が空くので、その土地を造って、最終的にこちらの建物を移っていただくと、こういうような順番でやっていきますので、それを一応、令和8年度までにとというふうに考えております。

以上でございます。

■：この鉄塔の建替えというのは区画整理事業から発生したものなのかどうかということ、これは地役権設定なんですかね。何か下の地面という、そこまでをちょっと聞きたいのと、それから土地が下、線下敷は移動を多分するわけですよ、多少ね。その難しさというのがあるだろうなと思うので、その辺の話を聞かせてもらえれば。

岡澤：東京電力の鉄塔の建替工事につきましては、東京電力に聞いているところ、目的としては経年劣化、昭和38年の建設から、もう60年以上たっていることと、こちら、先ほど■委員のおっしゃられたように地役権がついている。地役権というのは土地の利用制限を東京電力と、その下の土地の権利者様と契約がある土地、制限つきの土地という理解でもいいんですけども、そういったような路線になっていまして、その理由は鉄塔の高さが低いんです、周りの高圧線の通っている鉄塔の高さよりも。その鉄塔の高さを、新しい鉄塔では大体10mぐらい高くするというふうに聞いております。鉄塔が高くなれば、そういった建物の建築制限も恐らく緩和されるだろうと。ただ地役権のその設定を解除するかどうかというのは、ちょっとまだそこまでは聞いていません。鉄塔の位置については、おおむねこの区画整理の設定している線下、この点線が送電線が走っているラインになるんですけども、ここから大きくぶれるようなことは聞いていません。新しい鉄塔の場所もこの線下の真下にちょっとだけずれる。ここであれば、ここからちょっとだけ下にずれる。ここであればちょっとだけ下にずれると。こちらのNo29鉄塔というのは今回の諮問の対象にしていまいませんけれども、ここは同じ位置での建替えというふうに今は聞いています。

以上でございます。

井上：■委員がおっしゃるように、東電とすると、建替えをしたいということですとお話は来ていました。なかなか、こちらの図で見ていただくように工事も入って

いけないような状況でしたけれども、ある程度、水色のところで仮換地の使用収益の開始で道路ができていることで、何とか工事も入っていきそうだというところの判断ができるというところで、ここで協議が整って、東電として入りたいということで、区画整理の事業ではなくて東電としてやりたかった事業という位置づけです。

■：それは何ボルトなんですか、これ。

岡澤：東京電力から事前にちょっと聞いておりますが、電圧は6万5000ボルトだそうです。従前も従後も6万5000ボルトです。

会長：ほかにご意見、ございませんか。

はい、■委員、どうぞ。

■：減歩のことなんですけれども、なかなか厳しいものがあると思うんですけれども、③番④番という画地で、④番の方はかなり減歩が高いですね。こういうところはどういうふうに計算されているのかちょっと教えてください。

■：それに関連して、5ページのところも、これは畑なのであれだけでも、結構広いんだけど減歩率が、土地の形が悪いのかな。この辺の何か基準というのが、何かあるのかなと。

川嶋：まず■委員からのご質問についてなんですけれども、諮問についてということで、④番のことについてでよろしいですかね。あと③番との比較の部分。③番につきましては、先に説明させていただくんですけれども、調書4ページの摘要欄にございますように小宅地というふうに書いてあります。西平山の基準の中に330㎡までは減歩を緩和する。130㎡までの基準地積の方は、基本的には減歩を取らないというルールがあります。その中で③番の、この■様の土地については従前地が2つありますけれども、その合計が基準地積で■です。330㎡以下ですので、その減歩緩和の適用を受けております。ですので、その減歩緩和の減歩率が■ということになってございます。

一方、次の④番の■のことについてもですけれども、こちらも重ね図のほうを見ていただければと思うんですけれども、2ページの④番に、まだ現在、こう道があるところ、細い道があるところ、こちらのほうからこういった普通地という形で路線価を通したところから土地評価をしております。それ以外の特にマイナス要素とかはないんですけれども、この区域に対する軽減があるというところで、今度は、区画整理後は合計6mの道路が設計されるというところで、やはり従前のここの設定されている路線価と、区画整理後で計画させていただいている6mの路線価の設定で、やはり減歩というものはどうしても発生するわけなんですけれども、その土地評価の差で、あと減歩緩和を受けていないというところがございますので、減歩率につきましては■ということになってございます。

あと、こちらの④番の画地も先ほどの減歩緩和のお話で、330 m<sup>2</sup>以下の基準地積になっているんですけども、こちらの土地につきましては小宅地というふうに扱っていません。その理由につきましては、その減歩緩和の基準日以降に分筆されている土地。だからもともと大きかったんですね。なので、その減歩緩和の適用を受けていないというところということになります。

■：分かりました。

■：5 ページのほう。

川嶋：先ほど■委員のほうからご質問がありました、調書のほうの今度は5 ページの⑦番ですね。こちらにつきましては減歩率がちょっと低いのではないかとこのところがあるんですけども、ここで路線価がこう振られているわけなんですけれども、こちらの3・3・2号線の道路からここまでが用途地域的に、ここからこっちが準住居という用途地域設定になっています。なので、こちらから下は第一種低層住居、通常の建ぺい率で50の容積率ですので、なので用途地域が違うんですね。この道路で区切るんです。ですので、区画整理法の路線価の設定の考え方として、この路線価が、ちょっと表示はしていないんですけども、路線価が2つ付されています。ですので、こちらの上のところの街区に属するものは、60・200の建ぺい・容積ですとか、そういったものを加味した路線価を設定しています。こちらの南側のほうは同じ6m道路には接しているんですけども、第一種低層住居、こちらの評価を加味した路線価で土地を評価しております。そういった関係で、こちらとこちらは本当に道路一本を隔てて、何でこんなに減歩が違うの、というところがあるかもしれないんですけども、やはり用途地域と整理後の土地評価の影響で、あとは整備前の形状ですとか、あとは奥行きもなかったりする、この道路に対してこういった鋭角な部分があるですとか、そういった土地評価をした上で、適正に土地評価をしている中で減歩が26%、26%が低いのかどうなのかというのは、それぞれ皆様の、審議委員様のお考えがあると思うんですけども、そういったところで土地の評価をして減歩を算出させていただいております。

■：ありがとうございます。

■：この案件にそうそう関係はないかもしれないですけども、今の道路整備をしますよね、3・3・2号線。用途の話もあつたけど、そういう幹線道路を整備された後に沿道用途を変えるというのは、普通、どこの自治体でも効率的な土地利用ということである程度見越しているわけですけども、日野市の場合、それは一低層のままにするという、その前提でこれ関係してるのか、計算しているのか。いつのタイミングで何かかけるというのがあるんですけども。

会長：山本補佐、お願いします。

山本：事務局でございます。この区画整理事業を始めるタイミングで、将来の最終の形な

ど、整備水準も踏まえてもう既に用途地域の変更は済ませておりますので、これ以上変わることはないと思っています。バイパス沿道については準住居地域、あるいは第二種中高層住居専用地域、それよりも奥側については一種低層住居専用地域を中心に既にもう変更しておりますので、これが最終形かなと思っています。

■:その条件でやっているということですか。

山本:はい、そうです。以上です。

■:それともう一個、初歩的な質問で恐縮なんですけど、先ほどの③番、■のやつです。それはすごく低いというのは、やはり金銭的な何か負担をしてもらおうという、そういうことがあるんですか。

岡澤:小宅地の減歩緩和がかかっている土地についてですが、こういった摘要のところ小宅地とあるところが、先ほどの都市づくり公社の川嶋のほうから説明申しあげました小宅地の減歩緩和を受けている土地になります。小宅地の減歩緩和を受けると、ほかの土地より減歩率が低減される代わりに清算金も当然ながら高くなっていくという傾向があります。そこについて、土地評価基準の中で清算金の緩和も一応基準にごさいまして、同じように330㎡未満130㎡以上の土地について、減歩緩和を受けたからといって清算金が周りに比べて飛び抜けて高くないようにということで、評価の緩和という措置をもって、そういった小宅地と言われる一般の戸建て住宅をお持ちの土地の方に飛び抜けた負担が行かないようにという措置をしております。

以上です。

会長:ほかにございませんでしょうか。

ほかにご意見がないようでしたら、諮問第93号の採決に入りたいと思いますが、原案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長:異議なし。それでは諮問第93号については、原案どおり決定いたします。

それでは続きまして諮問第94号の朗読を、事務局・矢光主任よりお願いいたします。

矢光:はい。諮問第94号、令和6年2月15日、日野市都市計画事業、西平山土地区画整理審議会様。日野都市計画事業、西平山土地区画整理事業、施行者、日野市、代表者、日野市長、大坪冬彦。日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の保留地の決定について(諮問)。このことについて、土地区画整理法第96条第2項の規定により別添の調書及び図面のとおり保留地を定めたいので、同法同条第3項の規定



に基づき貴会の同意を求めます。よろしく申し上げます。

会長：はい、ありがとうございました。

では続いて諮問第94号の説明を、事務局・岡澤係長よりお願いいたします。

岡澤：はい、ご説明いたします。

ちょっとおさらいで、A3のこちらの図面で場所を確認していただければ分かりやすいかなと思います。

保留地の諮問について、今回3か所を予定しております。滝合橋を渡って住宅供給公社の団地の辺りから上がっていった、今年度築造した道路と造成した画地、その付近の保留地を来年度処分する予定であり、こちらの画地の保留地と、あと2つは東京電力の鉄塔の建替えの関係で、鉄塔の仮換地の周りに設定された保留地、こちらについて来年度以降、東京電力に買っていただく、ないしは処分していくということで協議を進めているところでございますが、そちらの保留地の決定諮問でございます。

また今度はA3横の「諮問第94号」と書いてある保留地の調書をご覧ください。

1枚めくっていただきますと保留地の諮問位置図となっております。こちら既に諮問させていただいた保留地であるとか処分された保留地、ないしはまだ諮問していない保留地などが色づけされているものです。位置関係については先ほどのA3のものを見ていただければ分かりやすいかなと思います。

1枚めくっていただきまして、今回の諮問させていただく保留地の調書となっております。読み上げます。

①番、82街区の保留地番号82街区(1)号地。保留地の地積が110㎡。こちらは令和6年度処分予定としております。

②番について、第195街区。保留地番号が195街区(1)号地。保留地の地積が144㎡。こちらも令和6年度処分予定と今のところさせていただいております。

③番の画地について、街区が201街区。保留地番号が201街区(1)号地。地積が133㎡。こちらも令和6年度処分予定とさせていただいております。

またさらにめくっていただきますと保留地図になります。周り軒が記載されてございます。①番、こちらは今年度造成工事をやっておりますが、そろそろ現場ができていく状況なんですけど、こちらのほう、来年度処分していく予定でございまして、①番の画地の82街区の保留地(1)でございまして。

もう1枚めくっていただきますと、先ほど来説明させていただいている鉄塔の建替えの関係、先ほどの仮換地の指定諮問のときに、この島のようになっている真ん中の鉄塔の新しい土地、こちらの諮問をさせていただきました。そちらの周りに、この土地について道路に接続するよにということで、過去から東京電力との協議の中で、こういった形状の保留地が設定されているものになります。こちらに

つきましては鉄塔のための保留地と言い換えてもいいものでして、随意契約等により東京電力に処分していくというような予定になってございます。

③番の保留地についても同様です。先ほど諮問させていただいた鉄塔の仮換地の周りに設定された保留地でございます。こちらの鉄塔の用地を街区の形状に合わせて道路づけになるように設定された保留地になっていまして、こちらでも東京電力のほうに随意契約等で処分をしていく予定になっている保留地でございます。

お手元にはお配りしていないのですけれども、場所がちょっと分かりにくいかなと思いますので、航空写真等で場所を確認していただければと思います。最初の、来年度、こちら公売で処分していく保留地につきましては、滝合橋がこちらにございます。東京都の住宅供給公社の団地がこちらにございます。こちらから1本入って、2本入って、上っていったところ、今年度、こちらの、もともと現況道路があったんですけれども、そのつなぎ替えと打替えをしたところでございます。また、こういった画地も今年度整備させていただいたところでございます。こちらはちょっと日陰になって見にくいのですけれども、こちらの画地が保留地になっていまして、こちらの決定諮問を今回させていただきます。ちょっと拡大しますとこのような形状、ちょっと出べそのような形状になっているところですが、こういった画地になっております。周りの道路はもう既に整備されていて、一般の宅地として処分ができるのかなと思っております。工事が施行中なので今舗装がされていませんけれども、工事が完了すれば、この前面道路の舗装が完了した後に、来年度夏ぐらいに公売にかけて処分していく、そのような予定となっております。

東京電力のほうは今どんなようなところかなというところでした、こちらが3・3・2号線の用地です。仮設道路が3・3・2号線の土地の北側から10mぐらいの幅で伸びてきて、今ここで止まっていると。いずれちょっと伸ばしてここまで整備して、既存の仮設道路につなげたいなという計画がある中でなんですけれども、場所で言うと、ちょっとそこから南側に行った、今の鉄塔のやや南側にずれた場所、こちらが鉄塔の新しい場所とつながりの保留地ということになります。今の鉄塔の場所はこちらです。それがやや南東にずれた場所に新しい鉄塔の土地と保留地を入れさせていただいております。

それからこちらのほうは、まちづくり事務所が今この辺りで、こちら平山大踏切です。この平山大踏切に向かう道路の途中に大きな鉄塔があるかと思うんですけれども、こちらの場所について、やや南東側にずれてもらうことを計画しています。ちょっと拡大するとこのようになっていまして、今の鉄塔がこちらにありまして、これがやや隣接する形ですけれども、南東の方向に新しい鉄塔の仮換地と、その周りに保留地ということで計画をしております。

説明は以上になります。

会長：はい、ありがとうございます。以上で諮問内容の説明は終わりました。

これより質疑を行いたいと思いますので、ご意見のある方はお願いいたします。

ご意見がないようですので採決を行いたいと思います。諮問第 94 号の保留地の決定については、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長：はい、それでは異議なしということで、原案どおり決定いたします。

それから続きまして「その他」について、事務局よりお願いいたします。

はい、山本補佐、どうぞ。

山本：「その他」の項目の中で、本年度の事業の状況ということで2点、「西平山あそびばづくり」というところと、それからもう1つ、工事の状況について、続けてご説明させていただきます。

まず先に「西平山あそびばづくり」についてはチラシ、表面に第2回第3回と書いたチラシを基にご説明させていただきます。対象としておりますのは第3号公園と言われます元テニスコートだったところ、ここの八幡神社、川北地区センターの隣のところで、今、オープンスペースとして開放させていただいているところがございます。この部分について東京都の補助金を活用して、なかなか区画整理で公園整備ができていないという状況がある中で、地域の方からは子供の遊び場が欲しいといったご意見を強くいただいておりますので、その状況を改善すべく、東京都の補助金を頂いて、子供の遊び場を整備することで進めていきたいと思っております。東京都の補助金の要件としまして、子供の意見を聞いて整備をすること、といったことがありますので、今回、子供を主役に意見交換をさせていただきながら整備内容を決めていきたいと思っております。

それぞれチラシの裏面をご覧くださいと思います。それぞれ1回目と2回目の開催状況というのをこちらでご説明しております。

1回目については昨年末の12月10日に開催をしました。大体60人超の方がいらっしゃいました。お子さんから地域の方まで幅広い方がご参加いただいて、まず現場を見ていただいて、八幡神社の境内、社寺林の中でやっているプレーパークの活動、「ことな広場」の活動を見ていただいて、その上で、この遊び場で何をしたいかというのを、それぞれご参加した方に意見を聞いて、こういうボード、写真にありますようにボードに直接意見を書いていただいて、皆さんでその意見、出てきた意見を共有したというのをまず1回目に行いました。お子さんが実際現場で遊びながらこのご意見を書いていただいたということで、非常にお子さんの意見

をいただけたということで、非常によかったかなと思います。皆さんのご意見をこの中に簡単にご紹介しておりますので、またご覧いただければと思います。

それも踏まえまして第2回目として、1月21日に第2回目を行いました。これは地区センターの中で30名超の方に参加していただきました。各回とも大人・子供の比率、大体1対1ぐらいかなと思います。お子さんも未就学児、小学生も含めてご参加いただいている状況ですけれども、お越しいただいた方に3つのグループに分かれていただいて、ここの遊び場をどうつくっていきたいかというところの基本的なお約束というのか、コンセプトというのかを皆さんで考えました。それが第2回目でございます。

皆さんから出てきたご意見としては、お子さんからは、ボール遊びができる空間がこの辺りにないので、ボール遊びをしっかりとしていきたいからというご意見、あるいはお子さんも大人の方も共通していただいたのが、安心して遊べる空間であるといいよねと、あとは多世代、いろいろな方が使える空間がいいよね、といったところのご意見が皆さんから共通していただいたかなと思っています。

これらのいただいた意見、このときはワークショップ、いろいろなやり方があるんですけれども、例えば子供が大人の役をやって、大人が子供の役をやってのような形で、いろいろな意見が出てくるような工夫をちょっとしております。そういう出てきたいろいろな意見、幅広い意見を、これから遊び場の整備方針という形でまとめていくという形になります。この2回目の開催のときの表面が3回目の開催のご案内です。2月25日に3回目をやる予定です。今度は、その出てきたイメージを図面にしていく、形にしていくということになりますので、今度は実際に皆さんから出てきた意見を基に、ここのエリア、上の段はこうしよう、下の段はこうしよう、のような、そういう話し合いができるといいかなと思っています。ご参加いただく方、できれば申込みをいただければおるんですけれども、当日参加でも大丈夫ですので、この中にいらっしゃる方でご興味のある方がいらっしゃれば、合わせてお越しいただければと思います。またお子さんとかお友達とかにお知らせいただいてもいいかなと思います。

ちなみにこのお知らせについては、この区画整理地区内の7自治会に回覧をお願いしております。また滝合小学校の全校児童にこのチラシを配布してお知らせをしておりますので、幅広くお知らせした中でご意見をいただけてるかなと思っていますので、引き続き、こういう取組で少しずつ、区画整理、なかなかお金がないところは別の制度を使って、地域の方が使える空間というのをつくっていきたいというところで考えておりますので、今回ちょっとご紹介をさせていただきます。またそれ以外のところについても常時事業を進めております。今度たよりを発行するときにはその辺りも、来年度、令和6年度の事業内容についてもご紹介で

きるかなと思いますので、もう少々お待ちいただければと思います。

その上で、今年度の工事の状況について、大野課長補佐からご説明いたします。

会長：大野課長補佐、お願いいたします。

大野：区画整理課の大野でございます。よろしくお願いいたします。

私からは令和5年度の工事の状況をご説明させていただきたいと思います。まず、皆さんご存じだと思いますけれども、JRがございまして、こちらが先ほど来より出ていた幹線道路でして、今年度につきましては主に4か所で工事をさせていただいております。こちらが3・3・2号線にアクセスする7・5・1号線という都市計画道路がございまして、その都市計画道路の整備が1か所と、こちらのJRの線路際の道路から一本南に下りたこの場所です。ここについては長期中断の解消というところで、ここで1か所と、こちらです、柳通りのちょっと下側の部分、こちらにつきましては、柳通りです、3・4・15号線の整備に向けた準備の工事が1か所、こちらにつきましては先ほどお話しした7・5・1の整備を今後進めていく中で、こちらの水路を将来的に切り回すための工事と、さらには保留地のところでご説明させていただきました、この保留地の創出というところで工事をさせていただいております。この青い工事につきましては、件名としましては、「都市計画道路7・5・1号線築造（その18）、区画道路築造第78号及び整地工事と下水工事」の件名という形になっております。

工事の概要としましては、こちらの7・5・1号の築造につきまして施行延長が23.8m。こちら、この横の区画道路、こちらにつきまして50.3m。あとこの周辺、ちょっと整地はしていないんですけれども、整地工事につきましては1,064㎡となっております。こちらにつきましては7月から現場着手させていただいております。2月13日工期となっておりますので、現場のほう、確認してございます。

続きまして、この赤い丸がついているこの3か所につきましては1件の工事で発注させていただいております。こちらにつきましては区画道路築造第79号及び整地工事、整地と下水工事の件名となっております。施行延長としましては3か所で、幅員4mから6mの区画道路を約120m整備してございます。整地工につきましては2,744㎡。あとは排水管の整備等で、おおむね3か所で7画地の整地を行ってございます。こちらにつきましては8月から工事を始めておりまして、工期が2月19日となっております。この2か所につきましてはもう舗装工事、終わってございます。ここにつきましては今日完了する予定で、鋭意努力中でございます。

令和5年度の工事につきましては、説明は以上となります。

山本：すみません、もう1つ、先ほどの「あそびばづくり」の肝心なところを申し上げていませんでした。一応これは今年度、この3月までで意見交換をまず行いまして、来年度、令和6年度に設計作業を行います。工事をやって完成は再来年度、令和7

年度、2025 年度に工事をして一般開放という形にしたいと思っております。よろしくお願ひします。

■：規模はどのぐらいになるんですか。

山本：規模は将来公園の予定の 3,200 m<sup>2</sup>ぐらいを使えるようにしたいと思っています。

■：上のテニスコートの部分と下のテニスコートの部分がありますよね。その両方全部という解釈ですか。

山本：はい、できれば両面使えるように考えていきたいなと思っていますが、使えない部分が恐らく出てくるとは思っています。そこは皆さんと話し合いながら決めていきたいと思っています。

会長：ではただいまの説明についてご質問のある方はおられませんでしょうか。工事の進捗状況等はございませんか。

ないようですので、何かなければ本日の「議題」は全て終了しましたので、審議会を閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

■：すみません、ちょっと「その他」のところを、ごめんなさい、言い遅れまして、誠に申し訳ございません。この審議会は今年度はこれで多分終わりだと思うんですが、来年度、多分、6 年度の工事の絡みで多分やられるんじゃないかなと思っています。それは大体いつ頃を予定されているのでしょうか。

会長：岡澤係長、お願いします。

岡澤：ご指摘のとおり、来年度以降、まだ予算成立前ではありますが、今年度やらせていただいたこういったところ、こういったところを続けて整備をさせていきたいなと考えております。そのためにはここの周辺の画地、この周辺を続けてやっていく場所に関係する画地の仮換地指定諮問もさせていただき予定でございます。来年度の夏頃からはもう移転をお願いしたりし始めますので、夏までには一度、まだ時期は調整中なんですけれども、5 月になるのか 6 月になるのか 7 月になるのかというところで一度やらせていただければと考えているところでございます。詳細が決まりましたらまたご連絡を差し上げますので、そのときはよろしくお願ひいたします。

■：はい、ありがとうございます。

会長：はい、井上課長、お願いします。

井上：委員からお話がありましたとおり、本来であればもう少し、3 月末とか予算の成立を見込んで次年度の予定もということで考えていたのですが、来年度、埋蔵文化財調査とか、準備しなければいけないことがありますので、ちょっとこの時期、1 か月早くやらせていただいて、来年度早々、今、岡澤が言うように、その翌年度の準備のために入っていきたいなと思うんですけれども、早い時期には審議会をまたお願ひしたいと思っておりますので、日程を決めてご連絡させていただきた

いと思います。

■：それからもう1つ、冒頭の説明で、これを回収ということで、これをたしか私、前回、事前配布ということをお願いして、結果的に今日の回答は難しいというお話だったんですが、今日はそんなに難しい内容でなかったのよかったです、ちょっと難しい話になってくると、当日配布だけではなかなか判断しづらいところがございまして、どうしても配布が難しいということになれば、事前に、例えば閲覧ができるとか、そういった措置もちょっと考えていただければと思います。多分、即答はできないと思いますので、ご検討をいただければと思います。

井上：岡澤から話がありましたように、ほかの審議会もこの議論というのは過去に出ています、やはり特定の情報というものについて、事前の閲覧、事前配布も同じなんですけれども、やはりその取扱いについて審議会のあり方等を議会でも問われているところがありますので、その個人情報の扱い、そこをどう整理するのかということなんです。審議会の中でしっかりそこは説明させていただきたいと思ひますし、ボリューム、大量の情報を一気に審議してくれというのは避けたいと思ひますので、なるべくしっかりした説明で、内容のほうを理解していただければというところで、もう一度ご意見としてはお伺いしておきますので、事前だとなかなか判断が難しいかなというところで、今日回答させていただいたところでは、ご意見としては賜っております。

■：内容的に難しいかどうかというのは当日でないと分からないので、本当に閲覧が必要かどうかというのもなかなか判断しづらいところがあるんですが、ぜひ前向きにご検討をいただければありがたいと思ひます。

会長：はい、■委員、どうぞ。

■：■さんの経験がまだあまりないということもあるのかもしれないけれども、私なんかちょっと今日見て、なかなか難しいなという部分もありますから、そういう意味で十分な審議ができないということだろうと思ひますよね。そこはやはりきちんと何らかの形で保証をしていくということは必要じゃないかというふうに思ひますよ。審議会というのは、ここで聞いた話というのは、よそに出すということになれば、事前にもらったところで重みを持つてはるはずですから、そんなに違わないのかなと。紙を出すというのは問題かもしれないけれども、特に問題はないんじゃないかと。それで守秘義務だって当然かかっていると思ひますよね。そういう意味ではそこも踏まえて、委員さんが十分に審議ができるような資料提供をしてもらおうということは当然なんだろうと思ひますので、願ひします。

井上：おっしゃるとおり、当然のことですので、そこはしっかり審議していただくという前提の上でこの審議会は成り立っていますので、ただやはりその情報の取扱いと

いうのはやはり個々の責任は大きいんですね。その辺りのところはやはり質問がないようにして、取扱いについて何がいいのかというところで、今のところはしっかりと説明をさせていただいて、内容についてご理解いただくというところで考えています。意見としては承らせていただくということをお願いしたいと思います。

会長：よろしいですか。

では質問がなければ本日の審議、全て終了しましたので審議会を閉会といたします。ご参集いただきましてありがとうございます。

[審議会閉会]

<午後3時26分>



この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを認めここに署名押印します。

令和 6年 9月 15日

会 長 田 中 博 明

署名委員 山 本 富 任

署名委員 若 澤 剛 夫

